

株式会社東急エージェンシー

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-1

日比谷フォートタワー

2025 年 10 月 2 日

独占禁止法違反事件における上告の提起について

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテストイベント計画立案等業務委託契約等に関し、独占禁止法違反(不当な取引制限)の疑いがあるとして公正取引委員会から告発されるとともに東京地方検察庁より起訴され、本年3月21日東京地方裁判所にて第一審判決を言い渡されました。

当社はこれを不服とし控訴いたしましたが、本日(10月2日)東京高等裁判所より控訴棄却の判決が下されました。

これを受け、当社は本判決を不服として、最高裁判所に上告することといたしました。

当社は、起訴事実のうち一般競争入札が行われた「テストイベント計画立案等業務委託契約」について法令に違反する行為があったことを深く反省し、所要の再発防止策を講じ徹底に努めております。しかしながら、一般競争入札によって受託した業務以外の事後的な特命随意契約によって受託した業務までも含めて違法であり有罪とする判決は、当社主張と大きく異なっており承服できるものではありません。

今後の上告審においてあらためて当社見解を主張し、本判決の是正を求めてまいります。お客さまをはじめ、すべての関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

この件に関するお問い合わせ先

株式会社東急エージェンシー

コーポレート本部 コーポレートコミュニケーション局 戦略広報部

Mail : kouhou@tokyu-agc.co.jp